

令和7年度
総社市市民提案型事業
実施事業応募要領

あなたの「まちづくり」を応援します！！



総社市市民提案型事業審議会

目次

	ページ
1 はじめに	1
2 応募できる団体	2～3
3 募集テーマ	4
4 対象事業の要件	5
5 補助の対象にならない事業	5
6 対象事業の区分と補助率	6
7 補助の対象になる事業費	6
8 補助の対象にならない事業費	7
9 応募に必要な書類	7～8
10 応募方法	8
11 事前説明会	9
12 審査方法	9
13 審査基準	10
14 補助金の交付について	10
15 事業の進め方	10
16 事業の周知	11
17 事業終了後の手続き等	11
18 活動発表	12
19 情報公開	12
20 関係書類の整理・保管	12
21 事業の流れ	13

【資料】

Q & A	14～19
応募書類の記入例	20～30
実績報告書様式	31～33
令和6年度採択事業紹介	34～39

この補助事業は、総社市議会における令和7年度当初予算の
成立を条件とするものです。

1 はじめに

人口減少・少子高齢化・ライフスタイルの変化などにより、価値観やニーズの多様化が進み、地域には様々な課題が発生しています。これらの課題解決のために、行政の取組とあわせて、**市民活動団体等** ※¹ が行政と連携・協力しながら行う「協働のまちづくり」がこれまで以上に必要となります。

総社市では、平成26年度から、効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化を目的として、市民活動団体等が地域課題の解決等に向けて、自主的、主体的に企画立案、実施する**公益性のある事業** ※² について補助金を交付する「市民提案型事業」を設けています。

この補助金は、事業を取り組み始める団体や、その活動のより一層の充実・発展を応援します。

これによってまちづくりを**市民主体で進めていくための「公共の担い手」**を創出し、**官民協働の推進**を目指しています。

※1【市民活動団体等】

特定非営利活動法人(NPO 法人)、ボランティア団体、学生団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体。

※2【公益性のある事業】

市民活動団体等が自主的に公益(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。)に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業。



2 応募できる団体

団体の部門は2部門あり、【一般部門】と【ジュニア部門】です。

ジュニア部門は令和7年度から新しく設けた部門で、中学生・高校生が対象です。

次の要件を満たす団体は、事業に応募することができます。

「団体」は法人、自治会、任意のグループなどで、形は問いません。

【一般部門】

右記の1～5の要件をすべて満たし、かつ次の要件を満たすことを条件とします。

- ・5人以上で構成されていること。
- ・実施する事業が令和8年3月末日までに完了すること。

① 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。

② 代表者が明らかであること。

③ 営利のみを目的としないこと。

④ 政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。

【ジュニア部門】

右記の①～⑤の要件をすべて満たし、かつ次の要件をみたすことを条件とします。

- ・事業を実施する構成員が18歳以下の者のみで、かつ、3人以上で構成されていること。
ただし、事業実施年度の前年度の3月31日現在において12歳以上17歳以下の者であること。
- ・事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者(保護者等)を置くこと。
- ・実施する事業が令和7年9月末日までに完了すること。

NEW

なお、年度内の提案は**1団体につき原則として1事業まで**であり、

同一補助事業への補助金の交付は、**5回を限度**とします。

NEW

令和7年度から始まる ジュニア部門 とは？

18歳以下の若い世代の団体が主体となって
企画・立案, 実施する公益性のある活動を対象とします。

従来からの市民提案型事業は年齢制限がありませんでしたが, 新たに
ジュニア部門を設け, 若者のチャレンジを支援します。

地域づくりを担う人材育成と若者の地域活動への定着を目指します。

若い皆様の自由な発想で, 地域課題の解決や魅力的なまちづくりをしてい
きましょう！！



3 募集テーマ

市民活動団体等が**総社市内で自発的かつ自立的に**実施する活動で

公益性がある活動を対象としています。

募集テーマは特に指定していません。

皆様の自由な発想と行動力を活かし、地域課題の解決や魅力的なまちづくりを行うための提案をお待ちしております。

～例えばどんな事業があるの？～

- 人口減少社会へ対応するための移住促進や関係人口の増加につながる事業
- 地域の防災意識を高めるための事業
- 地域の交流のためのイベントを実施する事業
- 地域の文化、歴史を保存し、発信していく事業
- 地域の伝統行事を後世へ継承させるために、PRしていく事業
- 多文化共生を推進する事業
- 子育てに関する知識を深めるための講演会やワークショップを開催する事業

～過去にはどんな事業が採択されたの？～

☐ 総社市公式ホームページ>くらし・防災・環境>協働>市民提案型事業

過去の採択団体一覧や、事業実施報告などが見られます！！



令和6年度の採択事業は
28～30 ページにも載せているよ！



4 対象事業の要件

次に掲げる要件を満たすものが補助の対象になります。

- (1) 申込団体が自発的かつ自立的に実施する総社市内の公益活動
- (2) 総社市の地域課題の解決や改善につながる事業
- (3) 次の要件をすべて満たすもの。
 - ① 申込団体が実施主体となる事業
 - ② 当該年度内に実施する事業
 - ③ 同一年度内に他の補助金等を受けていない事業
 - ④ 原則として総社市内で実施する事業

利益が発生した場合は、地域への還元を行うこと。

5 補助の対象にならない事業

営利のみを目的とした事業	「公益的」な事業が対象です。 ただし、団体が活動を継続していくために、必要な経費を賄う利益収入は認めます。
特定の個人や団体のみが利益を受ける事業	
宗教、政治、選挙活動に関する事業	
施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業	事業には継続性や発展性が求められます。
法・条例等に違反する事業	事業に対する補助金は、市民の皆様の税金で賄われます。 法・条例等に違反するものや公共の秩序を乱すものは当然に対象になりません。
公序良俗に反する事業	
実施主体が個人である事業	団体が実施主体となることが必須要件です。

次のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定を取り消し、または補助内容を変更して補助金を一部又は全額返還していただきます。

- (1) 必要な届出・報告を怠ったり、虚偽の届出・報告をしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 対象となる団体の要件を満たさなくなったとき
- (4) 交付した補助金に残金が生じたとき

6 対象事業の区分と補助率

部門	補助金額・補助率
一般部門	【補助金額】 上限50万円(千円未満は切り捨て) 【補助率】 補助対象事業費の10分の10以内
 ジュニア部門	【補助金額】 上限10万円(千円未満は切り捨て) 【補助率】 補助対象事業費の10分の10以内

7 補助の対象になる事業費

対象となる事業費は、事業実施に直接必要と認められる経費です。
(交付決定日～事業終了日までに支払った経費に限ります。)

項目	対象となる事業費の例
報 償 費	外部講師への謝礼
人 件 費	アルバイト, 事務担当者等のスタッフの経費 <u>※補助金額の3割以内</u>
旅 費	外部の講師, 指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 <u>※日時・交通機関・経路・運賃等を明確にしてください</u> 上限 宿泊費 13,000 円/日
消 耗 品 費	事務用品・用紙等1点1万円未満の物品の購入代
原 材 料 費	材料・資材の購入代
食 糧 費	お茶代(会議, 事業実施に必要不可欠と認められるもの。), 講師の弁当, ワークショップでの茶菓子
印 刷 製 本 費	チラシ, ポスター, パンフレットの作成費用, 資料印刷代
燃 料 費	灯油代, ガソリン代
光 熱 水 費	電気, ガス, 水道料金
通 信 運 搬 費	郵便代, 送料
手 数 料	口座振込手数料, クリーニング代
保 険 料	事業実施に伴い加入する保険料(ボランティア保険等)
使用料・賃借料	会議・イベントで使用する施設使用料, 物品の賃借料 <u>※施設使用料については, 事前に各施設へ御確認ください。</u>
委 託 料	専門知識・技術を要する業務の委託費用
備 品 購 入 費	事務用器具等1万円以上の物品 <u>※補助金額の3割以内</u>
そ の 他 経 費	その他活動に必要と認められる経費

8 補助の対象にならない事業費

次のような事業費は対象となりません(一例です。)

- ・参加者のお弁当などの食糧費(6-2「食糧費」で定められたものを除く。), 記念品代, 土産代
 ※参加者の適正な実費負担が原則
- ・団体の経常的な運営に要する経費
- ・団体の構成員に対する賃金(6-2「人件費」事務担当者等のスタッフの経費を除く。), 弁当代
- ・事業実施期間外に支払った経費
- ・用途や支払い年月日が不明なもの

9 応募に必要な書類

次の書類に必要な事項を記入の上, 募集期間内に必要書類を提出してください。
 書類はパソコンで作成してください。

部門	提出書類
一般部門	(1) 事業申込書(一般部門) (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体概要書(一般部門) (5) 資格要件に関する誓約書(一般部門) (6) 団体の定款, 規約, 会則またはこれに代わるもの(任意様式) (7) 団体の会員名簿及び役員名簿(任意様式) (8) 申込団体の前年度活動報告書及び決算書(任意様式) (9) その他, 活動概要がわかる資料(チラシ・新聞記事等) ※(6)~(9)は必須ではありませんが, 可能な範囲で用意してください。
ジュニア部門	(1) 事業申込書(ジュニア部門) (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体概要書(ジュニア部門) (5) 資格要件に関する誓約書(ジュニア部門) (6) その他, 活動概要がわかる資料(チラシ等) ※(6)は必須ではありませんが, 可能な範囲で用意してください。

様式ダウンロード先



☐総社市公式ホームページ>お役立ち情報 申請書ダウンロード>
まちづくり>総社市市民提案型事業 申込書

10 応募方法

【募集期間】

令和6年11月18日(月)午前8時30分

～令和6年12月25日(水)午後5時15分

【応募先】

総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課(本庁舎2階)

(郵送の場合は、当日消印有効)土日祝または午前8時30分以前・午後5時15分以降は、
宿直窓口(市役所西側通用口)を御利用ください。

ただし、**最終日12月25日(水)は、午後5時15分で締め切り**とします。

メールでの提出は、下記問合わせ先のアドレスにお送りください。

【問合せ先】

総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課

TEL:0866-92-8242

E-mail:jinken-machi@city.soja.okayama.jp

1 1 事前説明会

次のとおり本事業の説明会を実施します。

【日程】

- ・第1回 令和6年11月12日(火) 午後3時から
- ・第2回 令和6年11月13日(水) 午後7時から

【場所】

総社市保健センター2階 保健指導室（総社市中央一丁目1番3号）

※どちらか都合の良い日に御参加ください。

※後日、総社市公式ホームページに応募要領の解説動画を載せる予定です。

1 2 審査方法

事業の審査は、市民提案型事業審議会(以下「審議会」とする。)において行います。

(1)一次審査(書類審査)

申込団体について、事業計画書等の内容及び事業担当課の意見を参考に、審議会が審査を行います。一次審査の結果は提案団体の代表者に通知します。

(2)二次審査(プレゼンテーション審査)

提案団体が事業内容のプレゼンテーション(公開)を行い、審議会との質疑応答を行います。

プレゼンテーションでは、計画、企画案、見積もり、実績見込を説明してください。

プレゼンテーションを行わない場合は、取り下げとみなします。

(3)採択事業の決定

審議会は審査基準に基づき、一次審査・二次審査の結果を踏まえて選考します。

審議会の選考結果を基に、市長が採択の可否を決定し通知します。

※申込団体の利害関係者に該当する委員は、該当する団体の審査を行いません。

※二次審査の選考結果は、補助金の交付を約束するものではありません。

1 3 審査基準

次の審査項目に基づいて審査します。

審査項目	
公益性	制度の目的に合致し、事業の成果は多くの市民の利益につながるものか
合理性	課題を解決する手法として合理的か
事業の適格性	予算の積算が適切で、課題が市民のニーズに沿ったものか、対象が限定的でないか
先進性・先駆性	発想や着眼点に先駆性や独創性が感じられるか
協働性	多様な担い手との連携が十分図れているか
継続性・発展性	事業の継続や新たな展開への発展が期待できるか
自発性	自発的に事業に取り組む姿勢や意欲が感じられるか
実現性	事業が着実に実行できる計画や組織が認められるか

1 4 補助金の交付について

補助金の交付が決定した団体には、概算で10割の補助金を振り込むことができます。交付決定した団体で、概算払を希望する場合は、団体名義の口座を御用意ください。団体名義の口座が用意できない場合は、代表者の個人口座でも構いませんが、委任状が必要になるため、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

1 5 事業の進め方

補助金の交付が決定した団体には、交付決定金額に基づいて補助事業を実施していただき、終了後には事業報告書類(事業内容及び収支精算)を提出していただきます。

一般部門は、事業期間内に中間報告をしていただきます。円滑な事業実施のため、進捗について報告する中間報告会を開催します。

事業内容等に変更が生じる場合は、速やかに「補助金交付変更・中止(廃止)承認申請書」を人権・まちづくり課へ提出してください。

16 事業の周知

事業を広く市民に周知するために御協力ください。

イベントや講演会などのチラシ等を作成される場合は、

「令和7年度 総社市市民提案型事業」と明記してください。

市の広報紙等に掲載するため、事業に関する原稿の寄稿をお願いすることがあります。

また、事業内容をまとめた展示物の作成をお願いし、市役所に掲示します。

17 事業終了後の手続き等

補助対象事業が終了した時は、提出期限までに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①総社市市民提案型事業実績報告書(様式第5号)
- ②事業報告書
- ③収支精算書
- ④補助対象事業費に係る領収書の写し
- ⑤実施状況の写真
- ⑥その他参考となる資料(ポスター、チラシ、資料等の補助金で制作した成果品)

(2) 提出期限

部門	実績報告書等提出期限
一般部門	事業完了後30日以内又は 令和8年3月31日(火)のいずれか早い日まで
ジュニア部門	事業完了後30日以内又は 令和7年10月31日(金)のいずれか早い日まで

(3) 補助金額の確定

- ①提出された実績報告に関する書類を基に、事業が適正に行われたか、対象経費の支出は適正かなどを審査し、補助金の額を確定します。
- ②確定した補助金額は、文書で通知します。

既に交付している補助金額が

確定額を超えている場合は、差額を返還していただきます。

18 活動発表

事業の成果を広く市民の方々に周知するとともに、補助事業の成果を客観的に評価し、継続の可否を審査することを目的に、事業報告会を開催します。

その他、本事業周知のため、展示物の作成などの協力をお願いすることがあります。

19 情報公開

提出書類等は個人情報に関する部分を除き、情報公開の対象となります。また、二次審査のプレゼンテーション、中間報告会及び事業報告会は原則公開で実施するとともに、提出資料を資料として配布します。

提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を取るなど、団体で責任を持って対応してください。

20 関係書類の整理・保管

対象事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿、その証拠書類等(領収書等)は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。

帳簿・証拠書類等は、事業終了後5年間は保管してください。

(例:令和7年度に実施する事業は、令和13年3月末までは保管)

21 事業の流れ

スケジュール	一般部門	ジュニア部門	内容
令和6年 11月	説明会		応募希望団体を対象に説明会を実施 ・令和6年11月12日(火) ・令和6年11月13日(水)
12月	公募		公募期間 令和6年11月18日(月) ～令和6年12月25日(水)
令和7年 1月	【上旬】	ヒアリング	人権・まちづくり課によるヒアリングを実施
2月	【上旬】	一次審査	審議会において書類審査を実施
	【下旬】	二次審査	プレゼンテーション(公開)を実施
3月	【上旬】	採択決定	審査結果を踏まえて、補助事業採択の可否、補助予定額を決定し、通知
	交付申請		補助金交付申請書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課に提出してください。
4月	交付決定⇒事業開始		申請書に基づき、交付決定。 事業を開始してください。
	補助金の請求・交付		概算払を希望する団体には、概算で10割の補助金を交付することができます。
5月	事業実施		事業内容に変更がある場合は、変更申請が必要 事業の実施期間 【一般部門】 令和8年3月31日まで 【ジュニア部門】 令和7年9月30日まで
6月			
7月			
8月			
9月	事業実施	実績報告	
10月	中間報告	補助金の請求・交付 事業報告	<中間報告> 中間報告会(公開)を実施
11月	事業実施		<実績報告> 実績報告書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課に提出してください。
12月			
令和8年 1月			
2月	実績報告		<補助金の請求・交付> 補助金額を確定し、補助金の精算を行う
3月			
4月	補助金の請求・交付		<事業報告> 実施事業の内容や成果・問題点などの報告会(公開)を実施
5月	事業報告		

令和7年度

総社市市民提案型事業

Q & A

**市民提案型事業って
どんな事業かな？**



1 応募について

Q1 市民活動団体等とはどのような団体？

- A. 特定非営利活動法人(NPO 法人)、ボランティア団体、学生団体、地域自治組織(町内会等)、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体です。

Q2 ジュニア部門の対象は？

- A. 18歳以下の方のみで、3人以上で構成されている団体が対象です。
なお、事業実施年度中に12歳以上18歳以下であることが条件です。
また、事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者を置いてください。

Q3 公益性のある事業とはどのような事業？

- A. 市民活動団体等が自主的に公益(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。)に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業です。

2 交付条件

Q4 団体構成員は総社市民でないといけない？

- A. 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあれば、総社市民でなくても応募できます。

Q5 他の補助金も同時に受けてもいい？

- A. 同一年度内に他の補助金(国や県など)を受ける場合、本補助金の交付を受けることはできません。
ただし、市民提案型事業に応募する事業とは全く異なる事業で、経費の切り分けが可能な場合は、団体として他の補助金を受けていても問題ありません。その際は、事前に人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q6 必ず上限額の予算で申請しなくてはならない？

- A. 補助金額の上限は、一般部門は50万円、ジュニア部門は10万円ですが、必ずしも上限額で申請する必要はありません。
補助対象事業費(千円未満は切り捨て)の金額で申請してください。

Q7 補助金は最大何年まで受けられる？

- A. 同一事業への補助金の交付は最大5年間までとしています。
ただし、審査は毎年行うので、自動的に5年間の交付が約束されるわけではありません。

Q8 古民家の改修も対象事業に当てはまりますか？

- A. 古民家の改修も対象事業に該当しますが、改修が目的ではなく、改修後にどのような活動を計画しているのか、それによってどのような地域貢献・活性化が見込まれるのかといった点が、審査の際に重要となります。

3 補助金について

Q9 事業実施に向けて予め購入していた物品も補助の対象になる？

- A. 交付決定日以前に支払った経費については、補助の対象となりません。
領収書の日付には十分御注意ください。

Q10 団体の構成員の昼食代は補助の対象となる？

- A. 団体の構成員の昼食代は、補助対象となりません。
ただし、外部講師やボランティアスタッフに対する軽微な昼食代は認められます。また、団体の構成員であっても、会議や野外作業の際のお茶代は補助対象となります。

Q11 物品の購入や業者委託は、総社市内の業者だけ？

- A. 市内の業者に限定する必要はありません。
経費を抑えるためや商品の性質上、インターネット通販での購入になっても、問題ありません。
ただし、事業報告の際に領収書等の提出が必要となるので、各通販サイトで提示される領収書やページの画面を印刷するなどしてください。

Q12 1万円未満の机や椅子を購入する場合、備品購入費になる？

- A. 1個あたりの単価が1万円未満であれば、消耗品費として計上してください。
備品購入費は補助金の3割以内(補助金50万円の場合は、15万円まで)という制限があるので注意してください。3割を超えてしまう場合は、団体から支出するかレンタルやリースなどで対応するようにお願いします。

4 申込書提出・審査について

Q13 申し込みに必要な書類は？

- A. (1)事業申込書のほか、(2)事業計画書、(3)収支予算書、(4)団体概要書、(5)資格要件に関する誓約書の提出を求めています。その他、必須ではありませんが、提出を推奨する書類があります。審議会では、提出された書類をもとに一次審査を行います。
一般部門、ジュニア部門それぞれの提出書類の詳細は7ページを御覧ください。

Q14 申し込み時点では、物品や材料費など金額が確定していません。

収支予算書はどうしたらいい？

- A. 備品の購入や委託料等に関しては、**予め見積もりをとって**収支予算書を作成してください。(見積書の提出までは求めていません。)軽微な事務用品や材料費などに関しては、概算で積算した金額を予算書に記入していただければ大丈夫です。その際は、具体的にどのような商品を購入する予定かを内訳の欄に記入してください。
記入がない場合、提出後に事務局から聞き取りをする場合があります。

Q15 二次審査(プレゼンテーション)はパワーポイントの発表？

- A. **発表方法は自由**です。パワーポイントでの発表だけでなく、模造紙に書いたものを準備したり、衣装を着て紹介したりと自由に発表していただいても大丈夫です。

Q16 採択される団体数は？

- A. **令和7年度の予算の範囲内での採択**となりますので、団体数については決まっていません。参考に、一般部門として、令和4年度は9団体、令和5年度は11団体、令和6年度は10団体が採択されています。また、ジュニア部門は令和7年度新設部門で、予算の範囲内で若干数の採択を想定しています。

Q17 申込書の提出は郵送やメールでも大丈夫？

A. **郵送やメール提出でも構いません。**

ただし、事業内容に関するヒアリングを行う予定としておりますので、その際は御協力をお願いします。

Q18 採択の結果はいつ？

A. **3月上旬頃には団体の皆様に採択の結果を通知**する予定です。

採択通知が届いた団体には、「補助金交付申請書」を提出していただきます。これに基づいて、交付決定となりますので、交付決定日以降に事業実施(物品の購入等)を開始してください。

5 採択後について

Q19 補助金はいつ振り込まれる？

A. **4月1日以降に、概算払請求書を提出していただければ、御指定の口座にお振り込み**します。請求書の提出から概ね2週間程度で振り込まれます。
(請求日は「4月1日」以降となります。)

Q20 振込口座の名義人と団体の代表者が違っていい？

A. **団体の代表者から、口座の名義人への委任状があれば可能**です。基本的には、団体の代表者の口座へ振り込みさせていただきますが、委任状を書いただければ、別の口座の方へ振り込むことは可能です。

Q21 予算より経費がかかったら補助金額を増額してもらえる？

A. 事業を実施していくなかで、予算より経費がかかっても、**補助金の増額はできません。**

事業の予算を作成する際は、費用を十分に精査してください。

Q22 イベントなどの参加者に保険をかけないといけない？

A. 市民が参加するイベントやワークショップを実施する場合は、事故などの発生に備えて**保険の加入を御検討**ください。

Q23 年度途中で事業内容を変更したいけど、どうしたらいい？

A. **変更申請書を提出していただき、承認されれば事業を変更しても大丈夫**です。イベント開催日の変更や規模縮小など、軽微な変更については変更申請書を出す必要がない場合もありますので、事前に人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q24 補助対象事業費の中での費目間の流用は可能？

A. **予算で計上していた費目の中での少額の流用は可能**です。元々予定していなかった物品の購入や委託料の発生などは、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q25 補助金を全て使い切っていないけど、どうしたらいい？

A. **変更申請書にて、補助金額の変更の手続きが必要**となります。すでに、概算払で補助金を受領している場合は、**返還の手続きが必要**となります。詳しくは、人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q26 総社の広報紙への掲載やポスターの掲示はお願いできる？

A. **可能**です。市の広報紙へ事業の掲載を希望する場合は、**人権・まちづくり課まで早めに御相談ください**。掲載したい月の2ヶ月前の3日頃までに、原稿を寄稿する必要があります(例:11月号に掲載したい場合、9月3日頃までに寄稿をお願いします)。ポスター等についても、スペースがあれば掲示可能です。お気軽に御相談ください。なお、本事業周知のため、各事業のチラシやポスター等には「令和7年度総社市民提案型事業」と明記してください。

応募書類記入例 (一般部門)

令和6年11月20日

総社市長 様

団体名 多文化共生を推進する会

所在地 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

総社市市民提案型事業申込書 (一般部門)

令和7年度総社市市民提案型事業実施事業応募要領の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

記

事業年度	令和7年度
事業名	総社の多文化共生を推進しよう！
事業費総額	576,900円(支出予算額合計)
交付希望額 (補助対象事業費)	469,000円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)団体概要書 (4)資格要件に関する誓約書 (5)団体の定款,規約,会則 (6)団体の会員名簿及び役員名簿(任意様式) (7)申込団体の前年度活動報告書及び決算書(任意様式) (8)その他,活動概要がわかる資料(チラシ・新聞記事等) <p>※(5)～(8)は必須ではありませんが,可能な範囲で用意してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>補助金の申請額を記載してください。 予算書の収入の部の【市民提案型事業補助金】と同額になります。</p> <p>※上限50万円</p> </div>

団体名	多文化共生を推進する会	
事業名	総社の多文化共生を推進しよう！	
事業の目的	<p>・総社市在住外国人と日本人が交流できる機会を設けるだけでなく、同じ国籍の外国人同士の交流も深めていく。</p> <p>・言葉、文化の違いを互いに認め合い、支え合い、共存できる「多文化共生のまちづくり」に貢献する。</p>	
事業の内容 (具体的に記入してください)	<p>①国際交流イベントの開催</p> <p>・アジアンフェスタ(7月頃)@カミガツジプラザ 映像によるアジア各国の紹介、ステージでの民族的な踊りや歌の披露、出席者が自由に参加できるその国の昔からのゲーム遊びなど。</p> <p>・ハロウィンパーティ(11月頃)@総合福祉センター3階 大会議室 総社市及び周辺に在住する各国の人々が集まり、参加型のワークショップ(お菓子作り・お飾りの作成)を通して憩いの場を設ける。</p> <p>・インターナショナル餅つき大会(1月頃)@公会堂前広場 外国人が多く住む町内会に協力してもらい、新年の餅つき大会を開催し、日本の文化を学ぶとともに、日本人と外国人の地域のつながりを深める。</p>	
事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
	5月～6月 7月 9月～10月 11月 12月 1月 3月	<p>アジアンフェスタの広報・準備(チラシ作成・会議開催)</p> <p>アジアンフェスタの開催</p> <p>ハロウィンパーティの広報・準備(チラシ作成・会議開催)</p> <p>ハロウィンパーティの開催</p> <p>町内会との打合せ(2回程度実施)</p> <p>インターナショナル餅つき大会の開催</p> <p>取りまとめ・報告書の作成</p>
現状の認識と課題	<p>総社市には令和6年4月1日時点で、1,847人の外国人が住んでおり、今後も増加していくことが見込まれているが、日本人と外国人が交流できる場があまりなく、異文化理解という面において、まだまだ意識啓発が足りないように思える。日本人にとって、外国人と交流することがとても敷居が高いものと考えられていることが課題であり、また、異国の地に来た外国人が、困ったことがあれば誰かに相談できるようなまちづくりが必要だと考える。</p>	
事業実施により期待される成果	<p>国籍・年齢・性別関係なく、誰でも参加できる国際交流イベントを開催し、多くの人の興味を引きつけるよう工夫すれば、国際交流・同胞交流の場となる。その交流がきっかけで、お互いに理解し合い、親交も深まり、日常生活などで支え合い、困ったときに助け合える仲間が増えることが期待できる。</p>	

可能な限り具体的に記入してください。

バックデータをまとめて数値化すると分かりやすいです。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(一般部門)

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
市民提案型事業補助金	①469,000	
団体負担金(例:会費等)	10,000	団体構成員 20 名×500 円(会費)
参加費	90,000	80 名×500 円×2 回+20 名×500 円(参加料)
売上高		
寄付金	7,900	協賛企業からの寄付金
合計	②576,900	

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費	100,000	100,000	ステージイベント謝礼 10,000 円×5 団体×2 回
人件費	37,500	37,500	ボランティアスタッフ経費 500 円×5 時間×5 人×3 回
旅費	35,720	35,700	SP ゲスト交通費 (岡山-東京)
消耗品費	50,000	50,000	事務用品(コピー用紙・インク・模造紙・マジックなど)お箸・紙コップ・紙皿
原材料費	50,000	50,000	衣装・装飾用(布・ボタンなど)
食糧費	100,000	3,000	会議お茶代 100 円×10 人×3 回
印刷製本費	15,000	15,000	チラシ印刷代 1,000 部
燃料費	6,000	6,000	発電機用燃料
光熱水費	1,500	1,500	公会堂水道代(餅つき大会)
通信運搬費	4,200	4,000	チラシ郵送料 84 円×50 枚
手数料	1,980	1,300	保険料振込手数料 660 円×3 回
保険料	15,000	15,000	イベント保険 5,000 円×3 回
使用料・賃借料	10,000	10,000	会場費 5,000 円×2 回
委託料	80,000	80,000	音響機器委託 40,000 円×2 回
備品購入費	60,000	60,000	屋台用テント 30,000 円×2 基
その他経費	10,000	0	町内会への土産代
合計	②576,900	①469,000	

(注)項目によっては「補助金額の3割」など、金額の上限が決まっているものがあります。

(注)補助対象事業費は、1,000 円未満を切り捨てた数字を記載してください。

内訳は、金額の根拠が分かるようにできるだけ具体的に記入してください。

(一般部門)

団体概要書 (一般部門)

団体名	多文化共生を推進する会		
主たる事務所の所在地	〒719-1192 総社市中央1-1-1	日中連絡が取りやすい電話番号を記載してください。	
代表者氏名	総社 太郎		
連絡先	住所	〒719-1126 総社市総社〇〇番地	
	電話	0866-92-8242 ・ 090-☆☆☆☆-△△△△	
	F A X	0866-93-9479	
	E-mail	jinken-machi@city.soja.okayama.jp	
設立年月	令和 5年 4月		
団体の目的	「国籍を越えた多文化共生のまちづくり」をキーワードに、多文化共生を推進し、「外国人市民との顔が見える関係づくり」を目指し、国際交流イベントを通じて聞こえてくる外国人市民の声を反映した特徴のある多文化共生事業を展開しています。		
主な活動実績	<p>【令和6年度】</p> <p>4月 多文化共生を推進する会を設立</p> <p>5月 Facebook にてメンバーを募集</p> <p>8月 多文化共生サマーフェスティバルの開催</p> <p>カミガツジプラザにて「水遊び」をコンセプトとした国際交流イベントを開催した。</p>		
構成員	20人(うち役員 5人)		
団体に対する補助金の有無	<p>有 ・ <input checked="" type="radio"/> (該当するものを○で囲んでください)</p> <p>(有の場合, 具体的に)</p>		

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

総社市長 様

団体名 多文化共生を推進する会

所在地 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

資格要件に関する誓約書（一般部門）

当団体は、下記のすべてに該当します。

この誓約書が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
- 2 5人以上で構成されていること。
- 3 代表者が明らかであること。
- 4 営利を目的としないこと。
- 5 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、その構成員の統制下にある団体ではないこと。

応募書類記入例 (ジュニア部門)

令和6年11月25日

総社市長 様

団体名 そうじゃアート体験実行委員会
 代表者住所 総社市中央1-1-1
 代表者氏名 総社 太郎
 電話番号 0866-92-8242

総社市市民提案型事業申込書 (ジュニア部門)

令和7年度総社市市民提案型事業実施事業応募要領の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

記

事業年度	令和7年度
事業名	地域みんなでアートを楽しもう！！
事業費総額	118,000円(支出予算額合計)
交付希望額 (補助対象事業費)	98,000円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)団体概要書 (4)資格要件に関する誓約書 (5)その他、活動概要がわかる ※(5)は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。

補助金の申請額を記載してください。
 予算書の収入の部の【市民提案型事業補助金】と同額になります。
※上限10万円

団体名	そうじゃアート体験実行委員会	
事業名	地域みんなでアートを楽しもう！！	
事業の目的	アート体験をするワークショップを通じて、表現する楽しさを体験してもらい、地域の子どもから高齢者までの幅広い世代が交流できる場を作り、地域を活気づけたい。また、地域の幅広い世代が交流することで、お互いのへの思いやりの心を育みたい。	
事業の内容 (具体的に記入してください)	<p>① アートワークショップの開催(参加者 40 名程度) 場所:総合福祉センター3階 大会議室, 参加費:500円 アートに関する技術的な手法, デザインなど外部講師の指導を受けながら開催する。参加者同士が交流できるように、幅広い世代を含めたグループに分けを行い、参加者みんなで作品を完成させてもらう。また、参加者の中からワークショップの運営ボランティアを募り、そうじゃアート体験実行委員会の構成員と協力してワークショップを盛り上げてもらう。 年齢, 身体機能, 障がいなどに考慮して道具を使えるように、絵具・クレヨン・色鉛筆, ペンなど多様なツールを準備する。</p> <p>② 事業の広報, 参加者等の募集 地域にチラシを配布, SNSで情報発信</p> <p>③ 完成作品・事業紹介の展示 完成作品を見て楽しんでいただけるように、展示を行う。 参加者の充実感や交流の実感を得てもらうとともに、広く地域の方にこの取り組みを知ってもらう。</p>	
事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
	4月～5月	事業の広報・準備(チラシ作成・会議開催)
	6月	会議開催(運営ボランティアとの打ち合わせ)
	7月	ワークショップ開催 アンケート実施・振り返り
	8月 9月	作品展示・事業紹介 取りまとめ, 報告書の作成
現状の認識と課題	高齢者の孤立や、子育て世代の孤立などが問題となっているなか、地域では周りに関わりたくても、関わるきっかけが持てない人たちがいることを知った。そこで、子どもから高齢者までの幅広い世代が楽しみながら参加できるイベントを開きたいと考えてこの事業を計画した。	
事業実施により期待される成果	ワークショップを通じて、幅広い世代が一緒になって作品を完成させ、自由に表現することを楽しんだり、幅広い世代が交流することで、生きがいや元気づくりに繋がる。 また、それぞれの世代の立場から、地域でのお互いを思いやる心が育まれ、地域内で困ったときに助け合う市民の関係づくりのきっかけとなる。	

可能な限り具体的に
記入してください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(ジュニア部門)

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳
市民提案型事業補助金	①98,000	
団体負担金(例:会費等)		
参加費	20,000	40名×500円
売上高		
寄付金		
合計	②118,000	

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	補助対象事業費	内訳(補助対象事業費分)
報償費	10,000	10,000	講師謝礼
人件費			
旅費	1,500	1,500	講師交通費 (総社市-岡山市)電車・バス運賃
消耗品費	4,500	4,500	事務用品(コピー用紙・インク・マジックなど), 紙コップ・紙皿
原材料費	55,000	45,000	画材道具(カンバス, 画用紙, 絵具, クレヨン, 色鉛筆など)
食糧費	22,000	12,000	会議お茶代 100円×5人×2回 100円×15人×2回 講師お茶代・弁当代 1,000円 ワークショップ茶菓子 7,000円
印刷製本費	15,000	15,000	チラシ印刷代 1,000部
燃料費			
光熱水費			
通信運搬費			
手数料			
保険料	5,000	5,000	イベント保険
使用料・賃借料	5,000	5,000	会場費
委託料			
備品購入費			
その他経費			
合計	②118,000	①98,000	

内訳は、金額の根拠が分かるようにできるだけ具体的に記入してください。

(注)項目によっては「補助金額の3割」など、金額の上限が決まっているものがあります。

(注)補助対象事業費は、1,000円未満を切り捨てた数字を記載してください。

(ジュニア部門)

団体概要書 (ジュニア部門)

団体名	そうじゃアート体験実行委員会		
代表者氏名	総社 太郎		
連絡先	住所	〒719-1192 総社市中央1-1-1	
	電話	0866-92-8242 ・ 090-☆☆☆☆-△△△△	
	F A X	0866-93-9479	
	E-mail	jinken-machi@city.soja.okayama.jp	
設立年月	令和6年4月		
団体の目的	アート活動及び活動を通じて地域交流・世代間交流を図る。		
これまでの活動内容	令和6年度に放課後児童クラブでボランティア活動 小学生を対象にお絵描き教室 3回実施		
他の補助金の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> (該当するものを○で囲んでください) (有の場合, 具体的に)		

日中連絡が取りやすい
電話番号を記入してく
ださい。

裏面に団体の構成員について記入してください。 ⇒

○構成員名簿

氏名	住所	所属学校名	学年※	年齢※
総社 直太郎	総社市中央 1-1-1	〇〇〇高校	2	16
総社 花子	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
鬼ノ城 太一	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
国分寺 華子	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
吉備路 道男	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16

学年・年齢は令和7年
4月1日時点のものを
記入してください。

※学年及び年齢は、事業を実施する年度の4月1日時点のものを御記入ください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

令和6年11月25日

総社市長 様

団体名 そうじゃアート体験実行委員会
代表者住所 総社市中央1-1-1
代表者氏名 総社 太郎
電話番号 0866-92-8242

資格要件に関する誓約書（ジュニア部門）

当団体は、下記のすべてに該当します。

この誓約書が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
- 2 3人以上で構成されていること。
- 3 代表者が明らかであること。
- 4 事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者を置いていること。
- 5 営利を目的としないこと。
- 6 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、その構成員の統制下にある団体ではないこと。

実績報告書 様式

年 月 日

総社市長 様

団体名
所在地（ジュニア部門は代表者住所）
代表者 職・氏名
電話番号

総社市市民提案型事業実績報告書

年 月 日付で交付決定通知のあった総社市市民提案型事業補助金の補助事業が完了したので、総社市市民提案型事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業年度	年度
事業名	
交付決定金額	円(本補助金採択額)
事業費総額	円(支出決算額合計)
補助金額 (補助対象事業費)	円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業報告書 (2)収支精算書 (3)補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し (4)実施状況の写真 (5)その他参考となる資料

(注)補助金額の欄は、交付決定金額と補助対象事業費を比べて額の少ない方を記入してください。

(注)添付書類のうち、「(3)補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し」については、内訳の分かるものを添付してください。

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
事業の目的	※事業申込書に添付の事業計画書に記入した目的を記載してください。	
実施した事業の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 申請内容を踏まえ、実施した内容を記入してください。 </div>	
実施した事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
事業の成果	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 事業の効果や地域・参加者の反応などについて記入してください。 </div>	
自己評価	目標に対しての達成度	%
	(理由)	
今後の課題		

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

実績報告書 様式

収支精算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内 訳
市民提案型事業補助金			
団体負担金			
参加費			
売上高	応募時に作成 した予算額を 記入してくだ さい。	事業実施後の 決算額を記入 してください。	
寄付金			
合 計			

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費				
人件費				
旅費				
消耗品費				内訳欄が足りない場 合は、別紙を添付し ても構いません。
原材料費				
食糧費				
印刷製本費				
燃料費				
光熱水費				
通信運搬費				
手数料				
保険料				
使用料・賃借料				
委託料				
備品購入費				
その他経費				
合 計				

(注)項目によっては「補助金額の3割以内」など、金額の上限が決まっているものがありますので、必ず対象年度の要領でお確かめください。

(注)該当しない項目については、「0(円)」と記載してください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(注)収支決算額に差額が生じる場合は、下記へ詳細を記入してください。

繰越金	(収入決算額)円 - (支出決算額)円 = (繰越額)円	繰越先
	円 - 円 = 円	へ繰越

交付した補助金に残金が生じたときは、後日返還していただきます。

令和6年度採択事業紹介

採択団体 10団体！！

1

吉備線開通120年記念事業	
実施団体	吉備線を愛する会
事業概要	記念式典・講演会の開催, グッズを販売し, マイレール意識を高めることにつなげる。

2

名勝豪渓の耕作放棄地を美化する事業	
実施団体	豪渓を守る会
事業概要	豪渓の放棄地整備と景観維持, パパイヤ栽培体験により, 豪渓の魅力向上を図る。

3

鬼ノ城のふところ『月の村』の村開き	
実施団体	月の村の会
事業概要	鬼ノ城周辺の里山風景を保全, 森林整備, 自然体験を通して, 地域活性化を図る。

4

昭和地区でご縁づくり	
実施団体	おかやま昭和暮らしプロジェクト
事業概要	地域資源豊富な昭和地区・宇山の暮らし体験イベントを通して、地域活性化を図る。

5

おにっこ太鼓 みんなでたのしく和太鼓ワークショップ	
実施団体	おにっこ太鼓
事業概要	障がいがあるおにっこ太鼓メンバーとの和太鼓体験を通して、障がいの理解につなげる。

6

チュッピーパンを作ろう 親子ふれあいパン教室 INニコニコ堂	
実施団体	NPO 法人のぞみ
事業概要	障がい者が働くニコニコ堂で親子パン作り体験をして、障がいの理解につなげる。

7

ふれあいウォーキングを楽しもう ～山田地区を歩いて楽しみながら健康づくりをしよう～	
実施団体	山田地域コミュニティ協議会・山田プロジェクト実行委員会合同チーム
事業概要	山田の名所・旧跡をめぐるウォーキングコースの整備, 大会開催により, 地域交流・健康増進を図る。

8

地域交流拠点「みなぎ里 大国屋」の交流事業

実施団体	美袋駅前活性化委員会
事業概要	大国屋マルシェの充実, ギャラリーの活用, 住民や地区外の人との交流により, 地域活性化を図る。

9

忘れない 平成30年7月豪雨

～災害支援の取り組みを通して高める防災意識～

実施団体	公益財団法人みんなでつくる財団おかやま
事業概要	災害支援活動報告書の作成, 防災に関する啓発イベントを開催し, 今後の備え・啓発につなげる。

10

高滝山トレイルラン練習会及び登山道整備

実施団体	総社トレイルラン実行委員会
事業概要	高滝山トレイルラン練習会, 登山道の整備を通して, 地域交流, 高滝山の魅力向上を図る。

実施団体の声



令和6年度事業を実施している団体の皆様の声を一部紹介します！

月の村の会

❖事業名

鬼ノ城のふところ『月の村』の村開き

❖活動内容

- ・里山林環境保全整備活動
- ・自然体験ワークショップ(野草, 火起こし, 竹細工), ライブ, ヨガ
- ・新山の歴史を知ってもらうための看板作り

❖活動で得た成果

- ・耕作放棄地が活用され, 総社市内外から郷土の自然に親しんでもらう活動に参加していただけていること。
- ・地域の方々にこの活動と新山の歴史を知ってもらうことができること。
- ・山林整備され, 山歩きの方々に喜ばれていること。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

- ・より多くの人に活動を知ってもらい, 参加していただけていること。
- ・新山の埋もれていた歴史に目を向けるきっかけとなり, 広く知ってもらうための看板が制作されること。
- ・山林整備活動と人が入ることにより, 里山の開けた状態が維持できていること。

地域の魅力と課題を知ってもらい, 人と人がつながり, 地域資源の発見にもつながる市民提案型事業, 総社市, 地域の方々に応援されていることに感謝しています。



山田地域コミュニティ協議会・

山田プロジェクト実行委員会合同チーム

❖事業名

ふれあいウォーキングを楽しもう
～山田地区を歩いて楽しみながら健康づくりをしよう～

❖活動内容

山田地区にある名所・旧跡を歩いてめぐりコースを整備して、ウォーキング大会を開催する。歩くことでふれあいを深め、健康増進が図れると考える。

❖活動で得た成果

地域の名所がよくわかった。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

活性化のための方策を考えることができ、それが実現できた。

活性化のためのいろんなアドバイスを頂き参考になりました。多くの地区が取り組みをしてほしいと思います。

公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま

❖事業名

忘れない 平成30年7月豪雨
～災害支援の取り組みを通して高める防災意識～

❖活動内容

平成30年7月豪雨における災害支援活動の経験やノウハウを共有し、非常時に様々な資源を活用できる体制・仕組みづくりにつなげることを目的に、

- ①平成30年7月豪雨における災害支援活動報告書の作成
- ②防災イベントの企画、③シンポジウムの開催 を実施する。

❖活動で得た成果

- ・6月に開催した防災イベント(講演会)では、「令和6年能登半島地震」において現在進行形で支援活動を行っている方々にご登壇いただくことで、リアルな声を聞くことができた。自分事として、今後の備えや平時からの取り組みの重要性を参加者とも共有することができた。
- ・本事業を機に、関係団体等とも改めて連絡をとることで、日ごろから関係性のある団体も含めて、つながりの強化や再構築につながっている。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

「市民提案型事業」としてご案内ができるため、市民の方々からの理解が得やすいです。広報そうじゃへの掲載等の機会も活用していきたいと思います。

総社トレイルラン実行委員会

❖事業名

高滝山トレイルラン練習会及び登山道整備

❖活動内容

昭和地区槻の高滝山の登山道整備及び維新小学校を会場に水内地区滝山から、中尾、高滝山を走り、下倉地区の松尾、槻を回る「トレイルラン大会」を開催している。

「山歩きの会」には、地元の子供達以外にも岡山市からも参加してもらっている。

❖活動で得た成果

『高滝山を愛する会』と地元の方、ボランティアと協力して登山道の整備を年2回ほど行っている。また、拠点である「憩いの家」では休憩所、更衣室、トイレ、洗面、登山情報、コース看板、地図などを無料で利用者に提供している。

トレイルラン大会には、地元のコミュニティ協議会、婦人会、ボランティアの方々の協力を得て、県内外からのランナーの皆さんを迎え入れています。大変感謝されました。地域起こしの一助となっていると自負しています。

❖市民提案型事業を活用してよかったこと

高額な簡易水洗トイレの購入・設置や駐車場、コース看板などの整備充実には資金面で大いに助かっています。おかげで登山者、トレイルランナーの方には、県内第一の設備だと感謝されています。

子どもが山で遊ぶことが少なくなっています。子どもたちは是非高滝山に登って、木、草、岩、谷、鳥、昆虫などの自然に触れ貰いたいと思います。高滝山に限らず子供たちが参加できるイベントを考え、増やしていきたいと思っています。例えば、「総社市民健康登山の日」のようなものを制定して、高滝山だけではなく、福山、正木山、鬼の城などに登る企画なども市に提案していきたいと思えます。

